

やまがた緑環境税の評価・検証について

I 評価・検証の必要性

やまがた緑環境税条例 附則
(検討)

7 知事は、やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例（令和3年12月県条例第65号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※ これまでの検討：平成23年、平成28年、令和3年

II 検討に伴う主な事業内容の変更

平成23年	ハード事業：国庫補助事業を活用した整備の追加、森林景観整備・人と動物との共生林整備事業の追加 ソフト事業：市町村における里山再生アクションプラン作成
平成28年	ハード事業：新たな森林整備目標数値の設定 ソフト事業：木育の推進（やまがた木育基本方針の作成） 数値目標：森林整備面積 11,600ha 森づくり活動などへの参加数 7万人 (H29～R8) やまがた緑環境税の認知度 50%
令和3年	ハード事業：森林経営管理制度に基づく経営管理権を設定する森林を対象森林から除外 ソフト事業：やまがた森の感謝祭のリニューアル やまがた木育の充実（拠点施設の整備）

やまがた緑環境税事業評価・検証体制のスキーム

やまがた緑環境税事業評価・検証プロジェクトチーム

作業部会

やまがた緑環境税事業評価・検証ワーキンググループ (森林整備事業部門)

◆検討項目

- 森林整備事業に関する事項

◆事務局

- 森林ノミクス推進課

◆構成員

1 メンバー

- ・ 森林ノミクス推進課森林整備・再造林推進主幹（グループリーダー）
副主幹、課長補佐（森林整備・再造林）、森林研究研修センター
研究企画部長、各総合支庁森林整備課森づくり推進室室長、室
長補佐

やまがた緑環境税事業評価・検証ワーキンググループ (県民参加の森づくり部門)

◆検討項目

- ソフト事業に関すること
- 税事業全般に関すること

◆事務局

- みどり自然課

◆構成員

1 メンバー

- ・ みどり自然課みどり県民活動推進主幹（グループリーダー）
森林研究研修センター林産・林業経営主幹、みどり自然課課長
補佐、各総合支庁森林整備課森づくり推進室室長、室長補佐

◆検討事項

- 1 税事業の評価・検証方法に関する
こと。
- 2 現行制度の問題点の洗い出し及び
問題点に対する対応策の提示に関
すること。
- 3 税事業の新たな枠組みの整理に関
すること。

◆構成員

1 外部委員（アドバイザー）

- ① 森林整備事業部門
- ② 県民参加の森づくり部門

2 内部委員

- ① 環境エネルギー部次長（委員長）
- ② 税政課長
- ③ みどり自然課長
- ④ 森林ノミクス推進課長
- ⑤ 森林研究研修センター所長
- ⑥～⑨ 各総合支庁森林整備課長

◆事務局

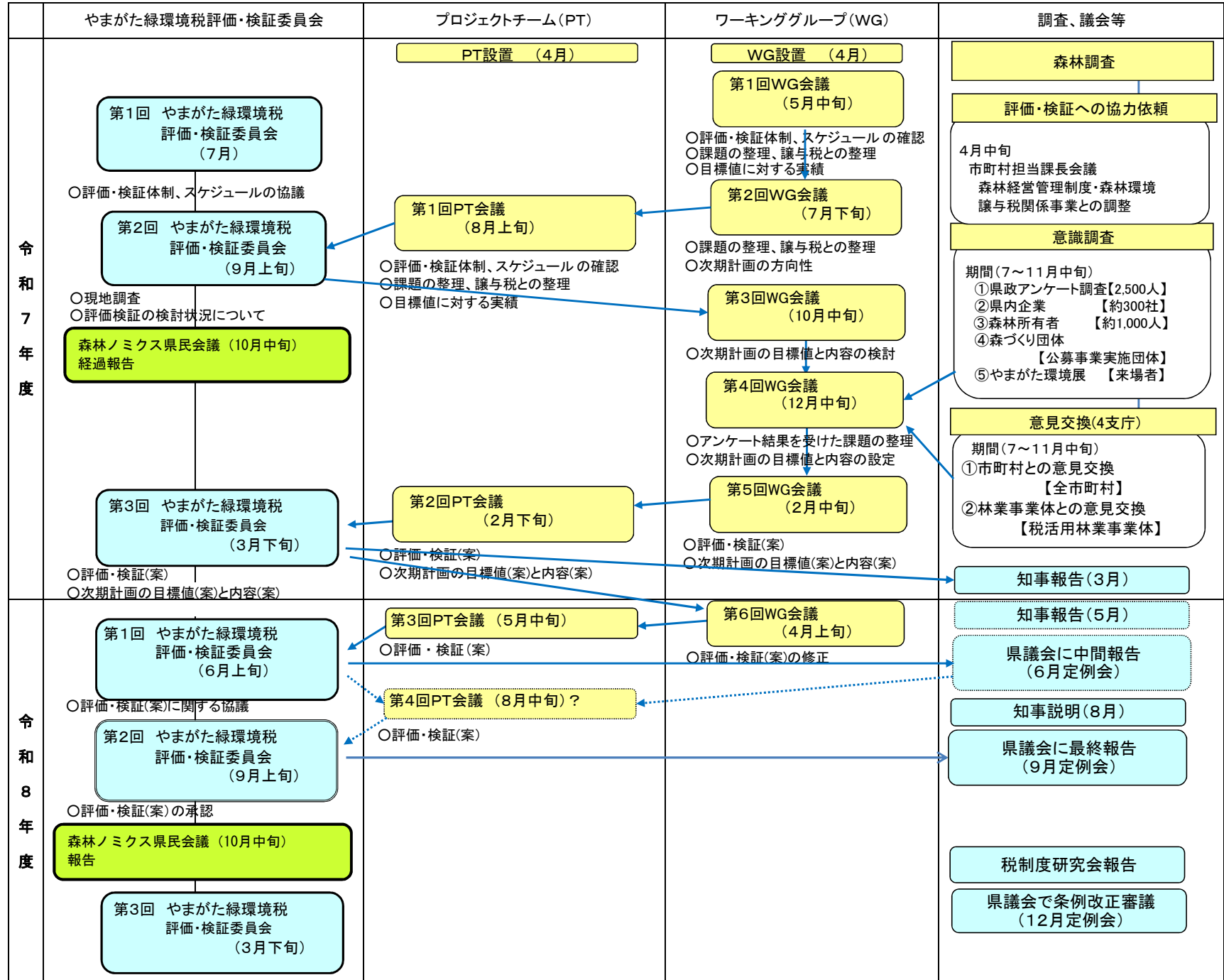
- みどり自然課（森林ノミクス推進課）

事業の評価・検証に必要な検討案を作成する。

検討
案の
提出

やまがた緑環境税評価・検証委員会
(基金充当事業の評価・検証の実施)

令和7～8年度 やまがた緑環境税制度の評価・検証計画



やまがた緑環境税と森林環境譲与税の使途の整理（対象事業）

【令和3年度までの仕組み】



【令和4年度からの仕組み】 森林環境譲与税とのすみわけ



市町村の経営管理権設定の
進捗状況（暫定値）

R5末実績	市町村数	面積ha
所有者の意向調査準備	34	—
所有者の意向調査	24	7,603
集積計画	7	247
森林整備	6	130

※森林経営管理制度で森林整備まで進んでいる市町村はほんの一部（複数回答あり）

※森林整備を行っている3市町は、モデル地区による限定的な取組みである

- ※1 …スギ人工林を適正に維持管理するための間伐や森林作業道の整備、広葉樹が入り混じった森林に誘導するための強度の間伐など
 ※2 …病虫害等の被害を受けた枯損木の伐採、著しく景観が悪化した森林や人と動物との共存林の整備など
 ※3 …再造林経費、低質材などを木質バイオマス燃料等に利用するための搬出、ナラ枯れ被害のおそれのあるナラ林の伐採、材の搬出等に対する支援

【やまがた緑環境税と森林環境譲与税の使途の整理】

○ハード事業については、現在の事業スキームを継続。今後の森林経営管理制度による人工林整備の進捗状況を確認しながら、必要に応じて事業の見直しを行う。市町村が森林経営管理制度の経営管理権を設定する森林については、やまがた緑環境税の事業対象から除外する。
 ○ソフト事業については、現在の事業スキームを継続。市町村による森林環境譲与税の活用は、森林整備が優先されることから、引き続き実施する。

【やまがた緑環境税の必要性】

○荒廃のおそれのある森林12万ha（H28推計）のうち、第1期（H19～H28）に11,836ha、第2期H29～R5の7年間で、間伐等の森林整備を7,247ha実施してきた。管理放棄されている保全上重要な森林を山地災害防止などの公益的機能の高い森林に誘導するため、引き続き整備を進めていくことが必要である。
 ○豊かな緑を県民共有の財産として健全な状態で未来へ引き継ぐためには、森づくり活動や森林環境学習の取組みを通じて、引き続き県民みんなで支える森づくりを進め、意識の醸成を図っていくことが必要である。